

## 南魚沼市公式ウェブサイト広告掲載取扱要領に係る運用基準

この基準は、南魚沼市公式ウェブサイト広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

### 1 広告掲載の範囲について

南魚沼市公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）に掲載する広告は、広告及びそのリンク先ページの内容が次のいずれかに該当するものは掲載しない。

#### (1) 業種及び広告対象について掲載すべきでないもの

- ① 風俗営業類似の業種
- ② 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- ③ たばこ
- ④ ギャンブルにかかるもの
- ⑤ 酒
- ⑥ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者が掲載しようとするもの
- ⑦ 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
- ⑧ 民事再生法及び会社更生法による更正手続き中の事業者が掲載しようとするもの
- ⑨ 市税を滞納している者が掲載しようとするもの
- ⑩ 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない者が掲載しようとするもの

#### (2) 広告内容等について掲載すべきでないもの

- ① 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- ② 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- ④ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ⑤ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- ⑥ 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- ⑦ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ⑧ 国内世論が大きく分かれているもの

#### (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から掲載すべきでないもの

- ① 根拠のない誇大な表現によるもの
- ② 射幸心を著しくあおる表現によるもの
- ③ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
- ④ 虚偽の内容を表示するもの
- ⑤ 法令で認められていない業種、商法又は商品
- ⑥ 国家資格に基づかない者が行なう療法等

- ⑦ 責任の所在が明確でないもの
- (4) 青少年の保護又は健全育成の観点から掲載すべきでないもの
  - ① 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - ② 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ③ 残酷な描写など、善良の風俗に反するような表現
  - ④ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
  - ⑤ ギャンブル等を肯定するもの
  - ⑥ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

## 2 広告の表現について

市ウェブサイトにはバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

### (1) 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- ① 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ② アラートマーク
- ③ ラジオボタン
- ④ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ⑤ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

### (2) G I Fアニメ等

G I Fアニメ及びF L A S Hを用いる表現は禁止とする。

### (3) 市ウェブサイトとの区別

次の表現については、ユーザーが市ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- ① 市ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するもの。
- ② 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが南魚沼市の事業であると誤認しやすいもの。

### (4) 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

### (5) 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 3 その他

上記以外でも、ユーザーからクレームがあった場合には掲載の一時中止又は広告の削除する場合がある。